

(別紙2)番号法第19条第8号及び提供に関する主務省令に基づき提供を受ける行政機関等

| No. | 提供先 | 提供に関する 主務省令第2 条の表の項番 | 提供先における用途 |
|-----|--|----------------------------|--|
| 1 | 厚生労働大臣 | 1 | 健康保険法第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって提供に関する主務省令で定める事務又は同法による保険医若しくは保険薬剤師の登録に関する事務であって提供に関する主務省令で定める事務 |
| 2 | 全国健康保険 協会 | 2 | 健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって提供に関する主務省令で定める事務 |
| 3 | 健康保険組合 | 3 | 健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって提供に関する主務省令で定める事務 |
| 4 | 総務大臣又は 都道府県知事 | 4 | 恩給法による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であって提供に関する主務省令で定める事務 |
| 5 | 厚生労働大臣 | 5 | 船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって提供に関する主務省令で定める事務 |
| 6 | 全国健康保険 協会 | 7 | 船員保険法による保険給付又は雇用保険法等の一部を改正する法律附則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成19年法律第30号第4条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって提供に関する主務省令で定める事務 |
| 7 | 都道府県知事 | 11 | 児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって提供に関する主務省令で定める事務 |
| 8 | 都道府県知事 | 13 | 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって提供に関する主務省令で定める事務 |
| 9 | 市町村長 | 15 | 児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって提供に関する主務省令で定める事務 |
| 10 | 都道府県知事 又は市町村長 | 20 | 児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって提供に関する主務省令で定める事務 |
| 11 | 市町村長 | 28 | 予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって提供に関する主務省令で定める事務 |
| 12 | 市町村長 | 37 | 身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって提供に関する主務省令で定める事務 |
| 13 | 都道府県知事 | 39 | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって提供に関する主務省令で定める事務 |
| 14 | 都道府県知事 等 | 42 | 生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって提供に関する主務省令で定める事務 |
| 15 | 市町村長 | 48 | 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって提供に関する主務省令で定める事務 |
| 16 | 都道府県知事 | 49 | 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって提供に関する主務省令で定める事務 |
| 17 | 公営住宅法第 2条第16号に 規定する事業 主体である都 道府県知事又 は市町村長 | 53 | 公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって提供に関する主務省令で定める事務 |
| 18 | 法務大臣 | 55の2 | 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)による外国人の在留資格に係る許可に関する事務であって提供に関する主務省令で定める事務 |
| 19 | 日本私立学校 振興・共済事 業団 | 57 | 私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって提供に関する主務省令で定める事務 |
| 20 | 厚生労働大臣 又は共済組合 等 | 58 | 厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって提供に関する主務省令で定める事務 |
| 21 | 文部科学大臣 又は都道府県 教育委員会 | 59 | 特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって提供に関する主務省令で定める事務 |
| 22 | 都道府県教育 委員会又は市 町村教育委員 会 | 63 | 学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって提供に関する主務省令で定める事務 |
| 23 | 国家公務員共 済組合 | 65 | 国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって提供に関する主務省令で定める事務 |

| | | | |
|----|--------------------------------------|-----|---|
| 24 | 国家公務員共済組合連合会 | 66 | 国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって提供に関する主務省令で定める事務 |
| 25 | 市町村長又は国民健康保険組合 | 69 | 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって提供に関する主務省令で定める事務 |
| 26 | 厚生労働大臣 | 73 | 国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって提供に関する主務省令で定める事務 |
| 27 | 市町村長 | 75 | 知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって提供に関する主務省令で定める事務 |
| 28 | 住宅地区改良法第2条第2項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長 | 76 | 住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって提供に関する主務省令で定める事務 |
| 29 | 都道府県知事等 | 82 | 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって提供に関する主務省令で定める事務 |
| 30 | 地方公務員共済組合 | 83 | 地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって提供に関する主務省令で定める事務 |
| 31 | 地方公務員共済組合又は全國市町村職員共済組合連合会 | 84 | 地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって提供に関する主務省令で定める事務 |
| 32 | 市町村長 | 86 | 老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって提供に関する主務省令で定める事務 |
| 33 | 市町村長 | 87 | 老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって提供に関する主務省令で定める事務 |
| 34 | 都道府県知事 | 88 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって提供に関する主務省令で定める事務 |
| 35 | 都道府県知事又は市町村長 | 89 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって提供に関する主務省令で定める事務 |
| 36 | 都道府県知事等 | 90 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって提供に関する主務省令で定める事務 |
| 37 | 厚生労働大臣又は都道府県知事 | 91 | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって提供に関する主務省令で定める事務 |
| 38 | 都道府県知事等 | 92 | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって提供に関する主務省令で定める事務 |
| 39 | 市町村長 | 96 | 母子保健法による費用の徴収に関する事務であって提供に関する主務省令で定める事務 |
| 40 | 厚生労働大臣又は都道府県知事 | 98 | 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する事務であって提供に関する主務省令で定める事務 |
| 41 | 市町村長(児童手当法第十七条第一項の表の下欄に掲げる者を含む。) | 106 | 児童手当法による児童手当又は旧特例給付の支給に関する事務であって提供に関する主務省令で定める事務 |
| 42 | 市町村長 | 108 | 災害弔慰金の支給等に関する法律による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって提供に関する主務省令で |
| 43 | 厚生労働大臣 | 112 | 雇用保険法による育児休業等給付の支給に関する事務であって提供に関する主務省令で定める事務 |
| 44 | 後期高齢者医療広域連合 | 115 | 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって提供に関する主務省令で定める事務 |

| | | | |
|----|--|-----|---|
| 45 | 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第18条第2項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長 | 124 | 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって提供に関する主務省令で定める事務 |
| 46 | 都道府県知事等 | 125 | 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって提供に関する主務省令で定める事務 |
| 47 | 厚生労働大臣 | 129 | 厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって提供に関する主務省令で定める事務 |
| 48 | 平成8年法律第82号附則第32条第2項に規定する存続組合又は平成8年法律第82号附則第48条第1項に規定する指定基金 | 130 | 平成8年法律第82号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって提供に関する主務省令で定める事務 |
| 49 | 市町村長 | 132 | 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって提供に関する主務省令で定める事務 |
| 50 | 都道府県知事又は保健所を設置する市(特別区を含む。)の長 | 137 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって提供に関する主務省令で定める事務 |
| 51 | 厚生労働大臣 | 138 | 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって提供に関する主務省令で定める事務 |
| 52 | 独立行政法人農業者年金基金 | 140 | 独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第6条第1項第1号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律による改正前の農業者年金基金法若しくは農業者年金基金法の一部を改正する法律による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって提供に関する主務省令で定める事務 |
| 53 | 独立行政法人日本学生支援機構 | 141 | 独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって提供に関する主務省令で定める事務 |
| 54 | 厚生労働大臣 | 142 | 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって提供に関する主務省令で定める事務 |
| 55 | 都道府県知事又は市町村長 | 144 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって提供に関する主務省令で定める事務 |
| 56 | 総務大臣 | 147 | 国会議員互助年金法を廃止する法律又は同法附則第2条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による廃止前の国会議員互助年金法による年金である給付の支給に関する事務であって提供に関する主務省令で定める事務 |
| 57 | 文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員 | 151 | 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって提供に関する主務省令で定める事務 |
| 58 | 厚生労働大臣 | 152 | 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって提供に関する主務省令で定める事務 |
| 59 | 市町村長 | 155 | 子ども・子育て支援法による妊婦のための支援給付、子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって提供に関する主務省令で定める事務 |
| 60 | 厚生労働大臣 | 156 | 年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって提供に関する主務省令で定める事務 |
| 61 | 都道府県知事 | 158 | 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって提供に関する主務省令で定める事務 |

| | | | |
|----|---|-----|--|
| 62 | 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等(行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人) | 160 | 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって提供に関する主務省令で定める事務 |
| 63 | 都道府県知事等 | 161 | 昭和29年5月8日付け社発第382号厚生省社会局長通知に基づく外国人であつて生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収(以下この欄において「生活保護関係事務」という。)の取扱に準じた生活保護関係事務に関する事務であつて提供に関する主務省令で定める事務 |
| 64 | 地域優良賃貸住宅制度要綱(平成19年国住備第160号国土交通省住宅局長通知)第2条第9号に規定する地域優良賃貸住宅(公共供給型)又は同条第16号に規定する公営型地域優良賃貸住宅(公共供給型)の供給を行う都道府県知事 | 163 | 地域優良賃貸住宅制度要綱に基づく地域優良賃貸住宅の管理に関する事務であつて提供に関する主務省令で定める事務 |
| 65 | 都道府県知事 | 164 | 「特定感染症検査等事業について」(平成14年健発第0327012号厚生労働省健康局長通知)の特定感染症検査等事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務であつて提供に関する主務省令で定める事務 |
| 66 | 都道府県知事 | 165 | 「感染症対策特別促進事業について」(平成20年健発第0331001号厚生労働省健康局長通知)の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務であつて提供に関する主務省令で定める事務 |
| 67 | 都道府県知事 | 166 | 「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」(平成30年健発0627第1号厚生労働省健康局長通知)の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に関する事務であつて提供に関する主務省令で定める事務 |
| 68 | 文部科学大臣 | 167 | 国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱(平成26年4月1日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であつて提供に関する主務省令で定める事務 |
| 69 | 都道府県知事又は都道府県教育委員会 | 168 | 高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱(平成26年4月1日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であつて提供に関する主務省令で定める事務 |
| 70 | 都道府県知事又は都道府県教育委員会 | 169 | 高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金)交付要綱(平成26年4月1日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であつて提供に関する主務省令で定める事務 |
| 71 | 都道府県知事又は都道府県教育委員会 | 170 | 高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への奨学のための給付金)交付要綱(令和2年4月1日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等専攻科に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であつて提供に関する主務省令で定める事務 |
| 72 | 文部科学大臣 | 171 | 国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱(令和2年4月1日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であつて提供に関する主務省令で定める事務 |

| | | | |
|----|---------------------------|-----|---|
| 73 | 都道府県知事 又は都道府県 教育委員会 | 172 | 高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱(令和2年4月1日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって提供に関する主務省令で定める事務 |
| 74 | 都道府県知事 | 173 | 「特定疾患治療研究事業について」(昭和48年衛発第242号厚生省公衆衛生局長通知)の特定疾患治療研究事業実施要綱に基づく特定疾患治療研究事業の実施に関する事務であって提供に関する主務省令で定める事務 |